



スカパーJSAT

SAD-V3-19-002

110放送サービス料金表

第12版

(令和2年3月)

スカパーJSAT株式会社

110放送サービス料金表 目次

通 則	1
1 料金その他の債務の適用	1
2 料金表の変更	1
3 消費税相当額の加算	1
4 料金の計算方法	1
5 月額料金の日割	1
6 端数処理	2
7 料金プランによる区分	2
8 代行請求	2
第1表 受託放送料	3
第1 A種委託契約に係るもの	3
第2 B種固定型委託契約に係るもの	3
1 B種固定型委託契約の料金	3
1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料	3
第3 B種選択型委託契約に係るもの	4
1 固定型プランの料金	4
1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料	4
2 変動型プランの料金	5
2-1 月額基本料の額	5
2-1-1 変動型衛星設備基本料及び変動型地球局設備基本料	5
2-2 視聴加入者数連動料の額	5
2-2-1 甲種連動料	5
第2表 保証金等	7
第1 保証金	7
第2 追加保証金	7
第3 再契約保証金	7
第3表 解除料	8
第1 利用開始日の前日までの解除料	8
第2 利用開始日以降の解除料	8
附 則	10

通 則

1 料金その他の債務の適用

当社が提供する110放送サービスの料金その他の債務は、110放送サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)及びこの110放送サービス料金表(以下「料金表」といいます。)の規定を適用します。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、委託契約者の一般の利益に適合する場合、又は放送サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、委託契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) その場合の料金その他の債務は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を委託契約者に周知するものとします。

3 消費税相当額の加算

契約約款第57条(受託放送料の支払義務)の規定により支払いを要するものとされている受託放送料の額は、この料金表に定める料金の額の合算に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

4 料金の計算方法

- (1) 当社は、委託契約者が委託契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- (2) 前号にかかわらず、当社は、料金表第1表(受託放送料)第3(B種選択型委託契約に係るもの)2(変動型プランの料金)2-2(視聴加入者数連動料の額)の規定に基づく視聴加入者数連動料を当社が定める四半期ごとに計算します。

5 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日に110放送サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日に110放送サービスの利用期間終了日が到来したときまたは委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日に委託契約事項の変更または料金の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。)
 - エ 契約約款第58条(支払いを要しない料金)第1項から第3項の規定に該当するとき。
 - オ 暦月の初日に110放送サービスの利用開始日が到来し、その日にその委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

6 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 料金プランによる区分

当社は、第1表(受託放送料)に定める受託放送料のそれぞれに、契約約款第8条(料金プラン)に定める料金プランによる区分を適用します。

8 代行請求

当社は、当社、委託契約者及び委託契約者以外の者との三者間で承諾した場合に限り、委託契約者が契約約款及びこの料金表の規定により支払いを要する110放送サービスの料金を当該委託契約者以外の者に、当該料金を請求できることとします。その場合には、委託契約者は、その委託契約者以外の者の当社への料金の支払行為に関して一切の責任を負っていただきます。

第1表 受託放送料

第1 A種委託契約に係るもの

一のトランスポンダにつき月額(単位:円)

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	62,070,000

第2 B種固定型委託契約に係るもの

1 B種固定型委託契約の料金

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	固定型衛星設備基本料に各チャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、固定型地球局設備基本料に各チャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考	B種固定型委託契約の固定型プランの料金は、各チャンネルごとに算出し、その合計とします。

1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

伝送容量係数による区分	固定型衛星設備基本料の額	固定型地球局設備基本料の額
区分1	1,526,000	285,800
区分2	1,446,000	
区分3	1,344,000	
区分4	1,293,000	
備考	伝送容量係数による区分とは、総務大臣がB種固定型委託契約者に認定したスロットの数(以下「認定スロット数」といいます。)による区分とし、各区分は次のとおり適用します。 (1) 区分1 認定スロット数が12スロット以下 (2) 区分2 認定スロット数が12スロットを超え24スロット以下 (3) 区分3 認定スロット数が24スロットを超え36スロット以下 (4) 区分4 認定スロット数が36スロットを超えるもの	

第3 B種選択型委託契約に係るもの

受託放送料	
固定型プランの料金と変動型プランの料金の合計	
備考	
1	固定型プランの料金とは、B種選択型委託契約で固定型プランを選択したチャンネルごとに料金を算出し、その合計とします。
2	変動型プランの料金とは、B種選択型委託契約で変動型プランを選択した各チャンネルごとに料金を算出し、その合計とします。

1 固定型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	固定型衛星設備基本料に固定型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、固定型地球局設備基本料に固定型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考	
固定型プランの料金は、固定型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。	

1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

伝送容量係数 による区分	固定型衛星設備基本料の額	固定型地球局設備基本料の額
区分1	1,526,000	285,800
区分2	1,446,000	
区分3	1,344,000	
区分4	1,293,000	
備考		
伝送容量係数による区分とは、総務大臣がB種選択型委託契約者に認定したスロットの数(以下「認定スロット数」といいます。)による区分とし、各区分は次のとおり適用します。		
(1) 区分1 認定スロット数が12スロット以下		
(2) 区分2 認定スロット数が12スロットを超え24スロット以下		
(3) 区分3 認定スロット数が24スロットを超え36スロット以下		
(4) 区分4 認定スロット数が36スロットを超えるもの		

2 変動型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
変動型プラン	月額基本料と視聴加入者数連動料の合計

2-1 月額基本料の額

月額基本料の額
変動型衛星設備基本料に変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、変動型地球局設備基本料に変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考 月額基本料は、変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。

2-1-1 変動型衛星設備基本料及び変動型地球局設備基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

変動型衛星設備 基本料の額	変動型地球局設備 基本料の額
869,000	285,800
備考 伝送容量係数は変動型プランを選択したチャンネルの伝送容量係数とします。	

2-2 視聴加入者数連動料の額

四半期あたり

視聴加入者数連動料の額
甲種連動料の額から月額基本料合計額を減じた額
備考 1 視聴加入者数連動料は、B種選択型委託契約のうち変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計額とします。 2 視聴加入者数連動料を算出する四半期とは、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月までをいいます。 3 視聴加入者連動料を算出するための甲種連動料及び月額基本料合計額は、前項の四半期毎における各月のそれぞれの額の合計とします。 4 視聴加入者数連動料の算出の額が0円未満となるときは、0円として取り扱います。 5 視聴加入者数連動料の算出期間が3か月未満となる場合の甲種連動料の算出について、1か月未満の期間部分の甲種連動料の算出にあたっては料金表通則5(月額料金の日割)の規定を準用します。

2-2-1 甲種連動料

1チャンネルあたり(単位:円)

甲種連動料の額
甲種単位料の額に甲種視聴加入者数及び変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額
備考 甲種連動料は、変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。

2-2-1-1 甲種単位料

(単位:円)

甲種視聴加入者数の区分	甲種単位料の額
1,000,000までの部分	0.80
1,000,000を超え2,000,000までの部分	0.70
2,000,000を超える部分	0.50

備考

甲種視聴加入者数は、次のア、イの合計とします。

ア 当社が別に指定する有料放送管理事業者(当該業務についてB種選択型委託契約者と契約し、当該チャンネルの視聴者管理業務の委託を受けた法人に限ります。当社が有料放送管理事業者である場合の当社を含みます。以下「視聴者管理業務代行会社」といいます。)が公表する衛星基幹放送の個人契約者(視聴者管理業務代行会社と有料放送契約を締結した個人の放送受信者をいいます。以下、同じとします。)の数を基に、当社が別に定める方法にて算出する個人の放送受信者の数

イ ア以外に法人契約者(法人の放送受信者をいいます。)が、当該チャンネルの受信契約を締結する場合の受信端末の総数。

第2表 保証金等

第1 保証金

料金プランの区分	保証金の額
固定型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
変動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額

第2 追加保証金

料金プランの区分	追加保証金の額
固定型プラン	追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、B種委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
変動型プラン	追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、B種委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額

第3 再契約保証金

料金プランの区分	再契約保証金の額
固定型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額
変動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)3か月分相当額

第3表 解除料

第1 利用開始日の前日までの解除料

区 分	解除料の額
1 契約約款第50条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約者が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日(以下「委託契約解除日」といいます。)または契約約款第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約種別変更実施日」といいます。)が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	110放送サービスの3か月分料金相当額
2 委託契約解除日または委託契約種別変更実施日が、利用開始予定日の6か月前の日の翌日から110放送サービスの利用開始日の前日までの日のとき。	110放送サービスの6か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、110放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金(視聴加入者数連動料を除きます。)の月額とします。	

第2 利用開始日以降の解除料

区 分	解除料の額
A種委託契約または B種固定型委託契約	委託契約解除日、契約約款第51条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第(2)号または第3項の規定に基づき当社が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日、または委託契約種別変更実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき
	委託契約の解除等の日の翌日から基幹放送の業務の廃止の日までの期間110放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に基幹放送の業務の廃止の日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間110放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額を合算した額。ただし、委託契約の解除等の日の翌日から基幹放送の業務の廃止までの期間が2ヶ月を超えるときは、委託契約の解除等の日の翌日から3ヶ月間110放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき
	委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係る110放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
B種選択型委託契約	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月以上前の日のとき
	次の第①号と第②号の合計に0.5を乗じた額とします。 ①固定型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日までの期間110放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本料相当額に0.1を乗じた額。 ②変動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から基幹放送の業務の廃止の日までの期間110放送サービスを利用したとみなした場合において

		支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額と、当該変動型プランのチャンネルが利用開始日以降委託契約の解除等の日までの固定型プランを選択したとみなした場合に支払われるべき料金の額から当該変動型料金プランのチャンネルについて利用開始日以降委託契約の解除等の日までの期間実際に支払われた料金を減じた額(0円未満の場合は0円とします。)の合計。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係る110放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額(変動型プランのチャンネル部分については月額基本料相当額)。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成14年4月26日より実施します。

(平成12年12月に総務大臣に認定された委託放送事業者に関する措置)

第2条 平成12年12月に総務大臣に当社に放送を委託することを認定された委託放送事業者(以下「事前事業者」といいます。)の料金の適用を本条以下に定めます。なお、本条以下に定めがないものについては、この料金表の規定によります。

(利用開始日による区分の適用に係る措置)

第3条 当社は、契約約款附則第5条(利用開始予定日に係る措置)の規定に基づく措置を受けた事前事業者の利用開始日の区分は、その利用開始予定日に拘わらず通則7(利用開始日による区分)の初日を適用します。

(解除料に係る措置)

第4条 委託契約者が支払うべき解除料の額は、利用開始日以降事前事業者が保証金を支払うまでの期間は、第3表(解除料)の規定に拘わらず次のとおりとします。

区 分		解除料の額
A種委託契約または B種固定型委託契約	委託契約解除日、契約約款第51条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき当社が委託契約を解除をするときの委託契約の解除の日、または委託契約種別変更実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき	委託契約の解除等の日の翌日から3ヶ月間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなして場合において支払われるべき料金相当額とします。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るJCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
B種選択型委託契約	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月以上前の日のとき	次の第①号と第②号の合計します。 ①固定型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額。 ②変動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から委託放送業務認定廃止日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額と、当該変動型プランのチャンネルが利用開始日以降委託契約解除等の日までの固定型プランを選択したとみなした場合に支払うべき料金の額から当該変動型料金プランのチャンネルについて利用開始日以降委託契約の解除等の日までの期間実際に支払われた料金を減じた額の合計。

委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るJCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額(変動型プランのチャンネル部分については月額基本料相当額)。
---	--

附 則

(実施期日)

この改定料金は、平成14年6月28日より実施します。

(実施期日)

この改定料金は、平成18年3月31日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成21年4月1日より実施します。

(事前事業者に関する措置)

第2条 当社は、平成21年4月1日付契約約款附則第5条(利用開始予定日に係る措置)の規定に基づく措置を受けた事前事業者(以下「適用事前事業者」といいます。)の利用開始日の区分は、その利用開始予定日に拘わらず通則7(利用開始日による区分)の初日を適用します。

2 適用事前事業者が支払うべき解除料の額は、利用開始日以降、適用事前事業者が保証金を支払うまでの期間については、第3表(解除料)の規定に拘わらず次のとおりとします。

区 分		解除料の額
A種委託契約またはB種固定型委託契約	委託契約解除日、契約約款第51条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第(2)号または第3項の規定に基づき当社が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日、または契約約款第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき	委託契約の解除等の日の翌日から3ヶ月間N-SAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。

	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るN-SAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
B種選択型委託契約	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月以上前の日のとき	次の第①号と第②号の合計とします。 ①固定型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日までの期間N-SAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額。 ②変動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から委託放送業務の廃止の日までの期間N-SAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額と、当該変動型プランのチャンネルが利用開始日以降委託契約の解除等の日までの固定型プランを選択したとみなした場合に支払われるべき料金の額から当該変動型料金プランのチャンネルについて利用開始日以降委託契約の解除等の日までの期間実際に支払われた料金を減じた額(0円未満の場合は0円とします。)の合計。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るN-SAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額(変動型プランのチャンネル部分については月額基本料相当額)。

(CSデジタル放送サービスの委託契約者に関する措置)

第3条 当社は、平成21年4月1日付契約約款附則第8条(CSデジタル放送サービスの委託契約者に関する措置)の規定に基づくCSデジタル委託契約者(以下「CSデジタル委託契約者」といいます。)の利用開始日の区分は、通則7(利用開始日による区分)の規定に拘わらず、次のとおりとします。

区分	利用開始日の到来日
初日	平成17年4月1日まで
初期期間以降	平成17年4月2日以降

- 2 変動料金のCSデジタル委託契約者は、契約約款附則第13条(CSデジタル委託契約者の解除料)第1項の規定に基づき委託契約を解除したときは、第3表(解除料)の規定に拘わらず、次表の解除料を支払っていただきます。

区分	解除料
委託契約の解除の日が利用期間終了日の6か月以上前日のとき	①、②に定める額の合計とします。 ①委託契約の解除の日の翌日以降の6か月間N-SAT-110放送サービスを利用したとみなした場合に支払うべきこととなる受託放送料相当額 ②委託契約の解除の日の翌日から6か月を超える日以降、利用期間終了日までの期間、N-SAT-110放送サービスを利用したとみなした場合に支払うべきこととなる受託放送料の10%相当額
委託契約の解除の日が利用期間終了日の6か月前に満たない日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除の日の翌日から利用期間終了日まで継続して、N-SAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる受託放送料相当額
備考： ・本項に規定する解除料の算定基準となる受託放送料は、委託契約の解除の日の属する月の前月の受託放送料とします。 ・委託契約における伝送容量の一部解除の場合の解除料算定は、解除となる伝送容量係数に相当する受託放送料を基準に行います。	

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成22年12月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成23年9月30日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成25年2月2日より実施します。

(サービス名称の読み替え)

第2条 本附則中のJCSAT-110デジタル放送サービス及びN-SAT-110放送サービスは、110放送サービスと読み替えるものとします。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成25年11月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成26年10月7日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成30年10月31日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、令和元年8月20日より実施します。

(事前事業者の解除料に係る措置)

第2条 平成14年4月26日付契約約款附則第4条(解除料に係る措置)及び平成21年4月1日付契約約款附則第2条(事前事業者に関する措置)第2項の定めにかかわらず、事前事業者が支払うべき解除料の額は、第3表(解除料)の規定の通りとします。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和2年3月31日より実施します。

資料名 110放送サービス料金表 第12版

SAD-V3-19-002

平成14年 4月 26日 第1版
平成14年 6月 28日 第2版
平成18年 3月 31日 第3版
平成21年 4月 1日 第4版
平成22年 12月 1日 第5版
平成23年 9月 30日 第6版
平成25年 2月 2日 第7版
平成25年 11月 1日 第8版
平成26年 10月 7日 第9版
平成30年 10月31日 第10版
令和元年 8月20日 第11版
令和 2年 3月31日 第12版

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-8-1

(不許複製、禁転載)